

議案第 23 号

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例

加西市学童保育園の設置に関する条例（平成15年加西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

富田学童保育園	加西市西上野町205番地1
---------	---------------

」を

「

富田第1学童保育園	加西市西上野町205番地1
富田第2学童保育園	加西市西上野町205番地1

」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(審議資料)

富田学童保育園について、平成30年4月1日から学童保育園の専用施設とし、入園希望者の増加に伴い、受け入れ人数を増加できるよう2園（富田第1学童保育園、富田第2学童保育園）体制とするため、所要の改正を行うもの。